

学校いじめ防止基本方針

愛媛県立松山東高等学校

1 学校いじめ防止基本方針

(本校の基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、また他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響やいじめ問題の本質を理解させることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(学校の責務)

いじめがなく、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者等との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめ防止の指導体制・組織的対応

(1) 日常の指導体制 別紙 1

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を以下の通りとする。

※**いじめ防止委員会**の設置…定期的開催し、活動内容の確認、見直し等を行う。

(2) 緊急時の組織的対応 別紙 2

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組を以下の通りとする。

※**いじめ対策委員会**の設置…いじめ認知時に設置し、指導方針等を決定する。

3 いじめの防止

いじめ問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。学校においては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

(1) 学業指導の充実

- ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
- ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり

(2) 特別活動、道徳教育の充実

- ・ホームルーム活動・学校行事・部活動等における望ましい人間関係づくりの活動
- ・ホームルーム活動等における道徳教育の推進

(3) 教育相談の充実

- ・面談の定期的実施(毎学期)

(4) 人権教育の充実

- ・人権意識の高揚
- ・講演会等の開催

(5) 情報教育の充実

- ・教科「情報」におけるモラル教育の充実
- ・講演会等の開催

(6) 保護者・地域との連携

- ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・学校公開の実施

4 いじめの早期発見

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

(1) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認を行う。

(2) 生徒からの小さなサインを見逃さない取組

- ・教室等の生徒の活動場所の巡視（集団の中での活動状況）
- ・複数の教員による生徒の観察（欠席・遅刻・早退、成績、友人関係等）
- ・緊密な家庭との連携（家庭での状況の把握）

(3) 相談体制の整備

- ・相談窓口の設置・周知
- ・面談の定期的実施（毎学期）

(4) 定期的調査の実施

- ・アンケートの実施（5月、9月、1月）

(5) 情報の共有

- ・報告経路の明示・報告の徹底
- ・職員会議・学年会等での情報共有
- ・要配慮生徒の実態把握
- ・進級時の引継ぎ

5 いじめに対する措置

(1) 生徒への対応

ア いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援する。

- ・安全・安心を確保する
- ・心のケアを図る
- ・今後の対策について、共に考える

- ・活動の場等を設定し、認め、励ます
- ・温かい人間関係をつくる

イ いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解しながら根気強く指導を行う。

- ・いじめの事実を確認する
- ・いじめの背景や要因の理解に努める
- ・いじめられている生徒の苦痛に気付かせる
- ・今後の生き方を考えさせる
- ・必要がある場合は懲戒を加える

(2) 関係生徒への対応

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかった生徒に対しても、いじめ問題の本質を理解させ、再発防止に努める。

- ・自分の問題として捉えさせる
- ・望ましい人間関係づくりに努める
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める

(3) 保護者への対応

いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

(4) 関係機関との連携

学校だけでの解決が困難な場合は、外部の関係機関に協力を仰ぎながら一体的な対応をとるようにする。

ア 教育委員会（愛媛県いじめ問題対策本部会議）との連携

- ・関係生徒の支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

イ 法務省の人権擁護機関との連携

- ・関係生徒、保護者に対する人権救済活動への協力
- ・ケース会議等への参加・協力
- ・関係機関との調整

ウ 警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・犯罪等の違法行為がある場合

エ 福祉関係との連携

- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握

オ 医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

6 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を失墜させる行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

ア 保護者への啓発

- ・フィルタリング
- ・保護者の見守り

イ 情報教育の充実

- ・教科「情報」における情報モラル教育の充実

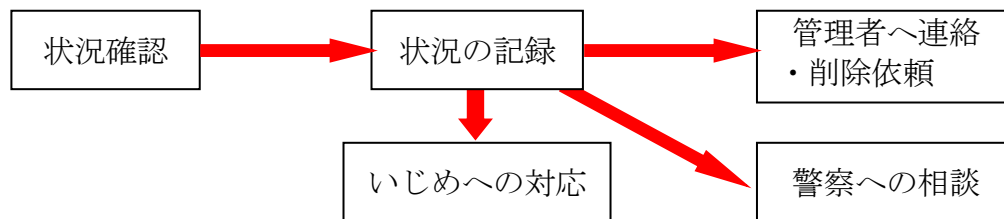
ウ ネット社会についての講話（防犯）の実施

(3) ネットいじめへの対処

ア ネットいじめの把握

- ・被害者からの訴え
- ・閲覧者からの情報
- ・サイバーパトロール

イ 不当な書き込みへの対処



7 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

ア 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

イ 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。

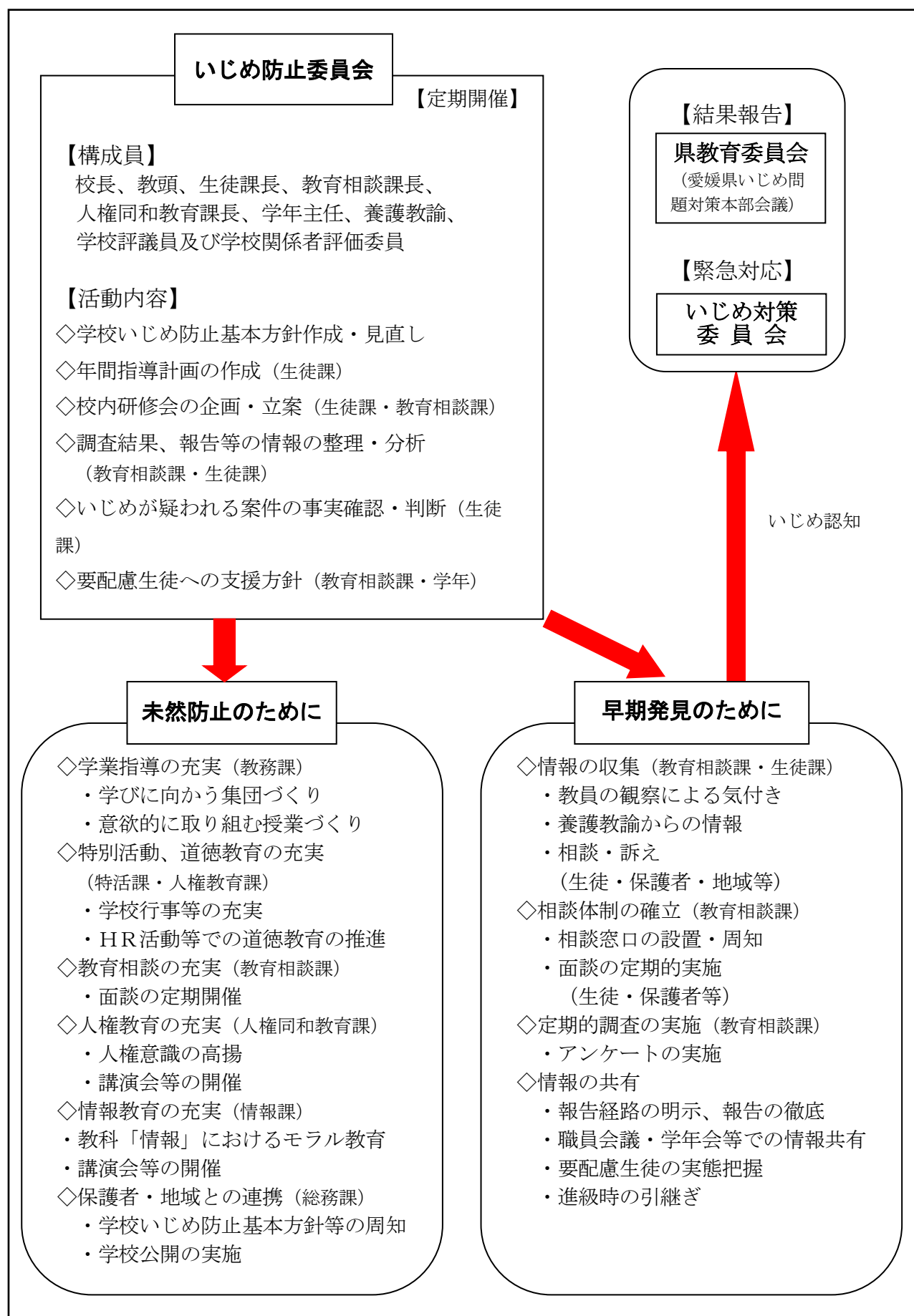
- ・年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・連続した欠席の場合は、状況により判断する

(2) 重大事態時の報告・対応

ア 学校が重大事態と判断した場合、県教育委員会（愛媛県いじめ問題対策本部会議）に報告し、協力し合いながら事実関係を明確にするための調査等を実施する。

イ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、所轄警察署等の関係機関とも連携して対処する。

日常の指導体制(未然防止・早期発見) 【全日制課程】



緊急時の組織的対応(いじめへの対応) 【全日制課程】

